

二戸市育英資金貸与生選考基準

1 選考方針

市内に住所を有する者の子弟であり、高等学校又は中学校卒業程度を入学資格とする学校、高等専門学校又は高等学校卒業程度を入学資格とする学校又は大学若しくは大学院に在学する者で、経済的理由により修学が困難であると認められる者を予算の範囲内で選考する。

2 所得基準

本人の属する世帯の総所得年額が、別表 1 に掲げる収入基準額以下であること。（本人と生活を一にする家族、家計支持者又は就学者の別居、病気療養中のための別居については同一家族とみなす。）

(1) 総所得年額

総所得年額とは、本人の属する世帯の総収入金額に基づいて、次により計算した所得金額を合計したのから、更に別表 3 に掲げる特別控除額を控除した金額をいう。

① 給与所得の計算

収入金額 - 別表 2 に掲げる控除額 = 所得金額

② 給与所得以外の所得の計算

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

(2) 収入基準額

収入基準額とは、別表 1 に掲げる収入基準額をいう。

別表 1

収入基準額表

項	区分	収入基準額	
高校	世帯人数	1人	1,430,000 円
		2人	2,290,000 円
		3人	2,640,000 円
		4人	2,860,000 円
		5人	3,070,000 円
		6人	3,250,000 円
		7人	3,410,000 円
		8人以上	3,570,000 円（1人増す毎に、これに160,000円を加算する。）
大学等	世帯人数	1人	1,780,000 円
		2人	2,820,000 円
		3人	3,280,000 円
		4人	3,550,000 円
		5人	3,820,000 円
		6人	4,020,000 円
		7人	4,220,000 円
		8人以上	4,420,000 円（1人増す毎に、これに200,000円を加算する。）

別表 2

給与収入等の場合による控除額

年間収入金額	控 除 額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2+263万円
(ただし、収入金額が329万円未満の控除額は収入金額と同額である。)	
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

(注意) 俸給、給料、賃金、年金、恩給は、給与収入とみなす。

別表 3

特別控除額表

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額				
1. 母子・父子世帯であること	49万円				
2. 就学者のいる世帯であること ※児童・生徒・学生 1人につき	小学校		8万円		
	中学校		16万円		
	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	高 等 学 校	国・公立	28万円	47万円	
		私 立	41	60	
	高 等 専 門 学 校	国・公立	36	55	
		私 立	60	80	
	大 学	国・公立	59	102	
		私 立	101	144	
	専修学校	高等課程	国・公立	17	27
専門課程		私 立	37	46	
		国・公立	22	62	
		私 立	72	112	
3. 障害者のいる世帯であること	重度心身障害者1人につき		86万円		
4. 長期療養者のいる世帯であること	療養のため特別に経常的な支出をしている年間金額				
5. 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。				
6. 火災、風水害または盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				

二戸市育英資金貸与生選考基準計算例

例) 下記の表に示す 5 人世帯の場合

	収入・所得	職業等
父	4,000,000 円 (所得証明書に記載されている給与収入の額)	給与
母	2,500,000 円 (所得証明書に記載されている営業所得の額)	営業
申請者	—	国立 4 年制大学進学
弟	—	中学生
妹	—	小学生

(1) 世帯の総所得年額

ア. 世帯の所得金額の合計を求めます。

- ・父は給与所得者であるので、別表 2 の表をもとにして控除額を計算する。

$$4,000,000 \times 0.2 + 2,630,000 = 3,430,000 \text{ 円}$$

よって $4,000,000 - 3,430,000 = 570,000$ 円が給与所得となる…①

- ・母の営業所得額 2,500,000 円…②

①+②=3,070,000 円がこの世帯の所得金額の合計となる。

イ. 特別控除額を求めます。

別表 3 により、中学生の弟が 160,000 円、小学生の妹が 80,000 円、申請者本人が 1,020,000 円の控除額となるので、それぞれを合計すると 1,260,000 円となる。

ウ. 特別控除後の総所得金額を求めます。

$$\text{ア所得金額の合計 } 3,070,000 \text{ 円} - \text{イ特別控除額 } 1,260,000 \text{ 円} = 1,810,000 \text{ 円}$$

(2) 収入基準額

別表 1 により、申請者が大学に進学することと世帯人数が 5 人であることから収入基準額が 3,820,000 円である。

以上により総所得年額 1,810,000 円 < 収入基準額 3,820,000 円となるので、基準はクリアしたことになります。ただし、予算の範囲内で選考することにより、申請者が多数の場合は、経済的困窮度の状況により決定することとなりますので、貸与生として認定されない場合があります。

二戸市育英資金 貸与及び返還シミュレーション(平成28年度版)

高等学校等で修学する者

修学期間3年

【貸与】

貸与月額 15,000 円(上限)の場合

平成28年1年次	月額	15,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	180,000 円	
平成29年2年次	月額	15,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	180,000 円	
平成30年3年次	月額	15,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	180,000 円	
							計	540,000 円

【返還】

毎月の返還額は、貸与月額の3分の1以上に相当する額

返済月額下限	貸与月額	15,000 円	×	1 / 3	=	5,000 円
	貸与総額	540,000 円	÷	5,000 円	=	108 ヶ月 (9年)
返済年額 60,000 円						

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
年度	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	計
返済年額	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	540,000

高等専門学校等で修学する者

修学期間2年

【貸与】

貸与月額 25,000 円(上限)の場合

平成28年1年次	月額	25,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	300,000 円	
平成29年2年次	月額	25,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	300,000 円	
							計	600,000 円

【返還】

毎月の返還額は、貸与月額の3分の1以上に相当する額

返済月額下限	貸与月額	25,000 円	×	1 / 3	=	8,333 円	≒	8,400 円
	貸与総額	600,000 円	÷	8,400 円	=	71.4 ヶ月 (6年)		
返済年額 100,800 円								

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
返済年額	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800	96,000	600,000

大学等で修学する者

修学期間4年

【貸与】

貸与月額 35,000 円(上限)の場合

平成28年1年次	月額	35,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	420,000 円	
平成29年2年次	月額	35,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	420,000 円	
平成30年3年次	月額	35,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	420,000 円	
平成31年4年次	月額	35,000 円	×	12 ヶ月	=	年額	420,000 円	
							計	1,680,000 円

【返還】

毎月の返還額は、貸与月額の3分の1以上に相当する額

返済月額下限	貸与月額	35,000 円	×	1 / 3	=	11,667 円	≒	12,000 円
	貸与総額	1,680,000 円	÷	12,000 円	=	140 ヶ月 (11年8ヶ月)		
返済年額 144,000 円								

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
年度	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
返済年額	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000

	10年目	11年目	12年目	
年度	H41	H42	H43	計
返済年額	144,000	144,000	96,000	1,680,000

返済は、原則として貸与期間終了の翌月からとなります。